

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5月23日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社エイチ・アイ・エス
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿六丁目 8番 1号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目 8番 1号 (住友不動産新宿オークタワー29階)
【電話番号】	03(5908)2070
【事務連絡者氏名】	取締役 経理・財務担当 本社経理本部長 中谷 茂
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社エイチ・アイ・エス (東京都新宿区西新宿六丁目 8番 1号 住友不動産新宿オークタワー29階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社エイチ・アイ・エスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、九州産業交通ホールディングス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- (注9) 本書中の「株券」とは、株式についての権利を指します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

九州産業交通ホールディングス株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式6,544,100株（対象者の平成23年11月29日提出の第97期半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数（20,901,843株）から、同半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数（3,364株）を除く株式数（20,898,479株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして31.31%（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合について同じ。）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。この度、平成24年5月22日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

上記のとおり、本公開買付けは対象者を連結子会社とすることを目的とするものであることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を3,926,100株（所有割合にして50.1%に相当する株式数（10,470,138株（小数点以下切り上げ））から当社が本書提出日現在に所有する対象者株式数（6,544,100株）を控除した株式数（3,926,038株）の単元未満に係る数を切り上げた株式数）と設定しており、応募株券等の数の合計が当該買付予定数に満たない場合には、当社は応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、対象者の中核となる事業の存立基盤が熊本県に根ざすものであり、かつ熊本県民に広く支えられて存続するという公共性の強いものであることをも勘案し（対象者の全株主数750名（平成24年3月31日現在）のうち、その9割弱の670名の株主が熊本県に在住し、株式数比率でも16%強を占めていることから、熊本県民が愛着を持って対象者の株式を引き続き保有し、対象者を支援し続けていると考えられます）、当社は、買付予定数の上限を4,950,000株（所有割合にして55.0%に相当する株式数（11,494,164株（小数点以下切り上げ））から当社が本書提出日現在に所有する対象者株式数（6,544,100株）を控除した株式数（4,950,064株）の単元未満に係る数を切り下げた株式数）に設定しており、応募株券等の数の合計が当該買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

当社は、対象者の筆頭株主である澤田ホールディングス株式会社（本書提出日現在保有株式数9,802,200株、所有割合46.90%）との間で平成24年5月22日付で公開買付応募契約書を締結し、澤田ホールディングス株式会社が保有する対象者株式の一部（2,822,100株、所有割合13.50%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。澤田ホールディングスと当社との間には資本関係はなく、関連当事者（ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等のこと）に該当しておりません。また、当社が本公開買付けを行ううえで、澤田ホールディングスとの関係は、形式的特別関係者にも実質的特別関係者にも該当しておりません。

なお、対象者が公表した平成24年5月22日付「株式会社エイチ・アイ・エスによる当社株式に対する公開買付けの賛同に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けについて、賛同の意見を表明すること、および本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議しているとのことです。

(2) 本公開買付けを実施する目的、背景および意思決定の過程

当社は、「もっと多くの方に世界へ飛び出してほしい、いろいろなものを見、たくさんの人と出会ってほしい。」という想いを原点にして、昭和55年（1980年）12月に創業いたしました。日本の海外旅行の変革を求めて、リーズナブルな海外航空券の販売からスタートした当社は、お客様の旅心に添い、自由に思い思いに描かれたお客様の旅をお客様の視点でサポートさせていただき、お客様の自由な旅を求めて、旅行市場に様々な変化を生み出してまいりました。近年では国内旅行や訪日旅行にも力を注ぎ、海外に100か所を超える拠点を展開して、当社は、海外出張や団体旅行、他社および自社ブランドのパッケージツアーまで幅広く取り扱う、総合旅行会社となりました。当社は、「ツーリズムを通じて、世界の人々の見識を高め、国籍、人種、文化、宗教などを超え、世界平和・相互理解の促進に貢献する。」という企業理念の下に、創業以来のペンチャー・スピリットと日本で培った高水準のサービスレベルで、もっと身近で、もっと自由な世界のお客様の“いい旅”の実現を求めて、世界ブランド「H・I・S」を目指しております。

また、当社は、テーマパークであるハウステンボス（以下「ハウステンボス」といいます。）を運営するハウステンボス株式会社（長崎県佐世保市）（以下「ハウステンボス社」といいます。）を平成22年4月に連結子会社としてグループ会社化し、長崎県や佐世保市、そして九州経済界のご協力も得て、その経営再生と黒字化にも取り組み始めました。現在では、ハウステンボス社は業績を好転させて、黒字体質が定着しつつあると考えております。

対象者は、昭和17年8月に国の戦時統合策に基づき、「熊本の産業振興会社になる」という創業理念のもとに、熊本県下のバス事業者45社とトラック事業者61社が統合・設立され、営業を開始した、九州産業交通株式会社（熊本県最大のバス事業者）を淵源とする持株会社であります。九州産業交通株式会社は、株式会社産業再生機構（以下「産業再生機構」といいます。）による事業再生支援を受けた時期もありましたが（支援期間は平成15年8月から平成17年10月まで）、平成18年4月には持株会社へ移行しました。対象者は、分社化したバス事業、観光事業、不動産事業の三つの事業会社と、熊本県下地方部を走る路線バス、貸切バス、車両整備、フェリーの四つの子会社を通じて、自動車運送事業（一般路線バス事業、観光バス事業、高速バス事業、貸切バス事業）、食堂・売店事業（高速道路のサービスエリアや空港におけるレストランの運営や観光土産品の販売）、不動産賃貸業（約80のテナントからなる熊本県唯一の地下商店街や県民百貨店）、整備事業（一般の自家用車を対象とする車検や板金塗装事業、車両販売、バス整備事業、保険代理店）などの事業を行っております。

なお、対象者は、株式を上場しておりませんが、金融商品取引法第24条第1項第3号の定めにより、有価証券報告書を提出する継続開示会社になっております。

当社は、予め「国内旅行の強化」や「訪日旅行の促進」を中長期的な戦略の中に位置づけておりました。そのような折りに、産業再生機構が対象者の事業再生支援を終えて新たな再建スポンサーを募集する機会があり、平成17年8月末から10月初めにかけての公開買付けによって対象会社の株式を後述のH I S - H S九州産交投資事業有限責任組合を通じて間接的に取得しました。H I S - H S九州産交投資事業有限責任組合が取得した株式数は19,583,500株であり、それに伴う当社の間接保有割合は18.72%となり、この間接保有分を株式数に換算すると3,912,863株強に相当します。この株式取得は、当社の「国内旅行の強化」と「訪日旅行の促進」に向けての相乗効果の実現を目指したものであり、また、対象者が行う「バス事業」についても、熊本県民の足を守る公共的事業としてとらえ、責任をもってその経営を支援していく考えで行ったものであります。その後、平成18年4月に、当社は、H I S - H S九州産交投資事業有限責任組合から2,554,400株を取得して直接保有とし、これと間接保有分と合わせた所有割合が23.31%となったため、当社は、対象者を持分法適用関連会社といたしました。さらに、平成20年7月末から9月中旬にかけて、当社は、4者から株式を直接に取得した結果、間接保有分と合わせた所有割合が31.31%となりました。なお、H I S - H S九州産交投資事業有限責任組合が平成20年10月下旬をもって解散したため、それ以降は当社が保有する対象者株式は全て直接保有となり、当社が保有する対象者の普通株式数は6,554,100株になっております。

先の平成17年8月末から10月初めにかけての株式取得は、当時のエイチ・エス証券株式会社（現在の澤田ホールディングス株式会社（以下「澤田ホールディングス」といいます。）の前身で、以下「旧H S証券」といいます。）と連携して行いました。具体的には、H I S - H S九州産交投資事業有限責任組合（無限責任組合員は株式会社エイチ・エスインベストメント（旧H S証券が、自己投資業務（プリンシパル投資業務）の一環として、国内及び海外における有望な未公開企業への投資活動及び投資後の成長支援活動を運営目的に、100%出資で平成14年に設立））に、当社と旧H S証券が有限責任社員として参加し、このH I S - H S九州産交投資事業有限責任組合が、対象者の発行済株式の全ての取得を目的として、公開買付けを実施したものであります。澤田ホールディングスと当社との間には資本関係はなく、関連当事者（ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等のこと）に該当しておりません。また、当社が本公開買付けを行ううえで、澤田ホールディングスとの関係は、形式的特別関係者にも実質的特別関係者にも該当しておりません（もっとも、通常の取引条件下で、当社のお客様、ひいては当社の事業にとってメリットがあると判断される場合には、当社は、澤田ホールディングスおよびそのグループ会社との間で、取引関係に立つことがあります）。

対象者の株式を取得した後、当社の出身者が対象者の代表取締役社長に就任（対象者へ転籍）して、新企業理念を策定し、旅行営業では当社のコーポレートマークの一部を取り入れたマークを掲示するほか、海外旅行商品には当社の商品も販売し、ハウステンボスへの日帰りバスツアーを企画・募集・催行するなど、対象者と当社はシナジーに取り組んでまいりました。また、対象者は、平成19年にはバス事業・車両整備の事業拠点の発展的統合を図り、平成23年3月の九州新幹線全線開業に合わせた観光地へのアクセス向上を図った商品開発などの施策を推進し、「歴史回廊くまもと観光立県」に向けて、観光需要の取り込みを積極的に図る一方で、経費の節減や経営全般の効率化に取り組んで財務体質の堅実な改善を進めてゆくなど、着実に発展の道を歩んでおります。さらに、対象者は、熊本市内桜町地区（本社所在地）の再開発プロジェクトの検討にも着手いたしました。

世界経済におけるアジアの成長は著しいものがあり、それとともに、「アジア大旅行時代」がまさに始まりつつあると言っても良いような状況にあります。こういった認識のもと、当社にとって、対象者やハウステンボス社がその一員となっている九州地区の観光産業は、「国内旅行の強化」や、中国本土・台湾・韓国からのお客様を対象とする「訪日旅行の促進」という中長期的な戦略を展開するうえで、その位置づけがますます重要なものとなっております。対象者が事業を展

開する熊本県は、阿蘇山などの観光地を抱えるほか、九州の中央部に位置するという地理的優位性があり、対象者の本拠とする熊本市は、この4月1日に全国で20番目の政令指定都市に昇格して「都市ブランド」を入手いたしました。こういった状況から、熊本の重要度は、対アジア戦略や地方分権行政面からも、今後高まっていくものと期待されています。

当社と対象者は、これまで事業面や資金の面での連携を適宜行ってまいりましたが、「観光立国」、「ビジットジャパン事業（訪日旅行促進事業）」という国を挙げての施策と相まって、「国内旅行の強化」や「訪日旅行の促進」という中長期的な経営戦略を展開して行くにあたり、当社は、九州地区の観光産業で確固たる地位を築いており、「熊本にもっと深くかかわり、九州全域、日本全国、世界へと視野を広げて」いこうとする対象者と、提携関係を一層進展させていくことが、一層のシナジー効果を発揮しうると判断するに至りました。また、当社の株主に対する説明責任を考慮した場合、その提携は、単なる事業提携の深化・発展に留まらず、対象者を当社の連結子会社とすることが必要であるとも判断しております。

当社は、投資・運用委員会において、対象者が熊本県民に広く支えられて事業展開を図っているという事実も考慮して、公開買付けによって追加的に取得する株式数の範囲や、対象者の事業内容等について、種々の検討を重ねました。また、投資・運用委員会は、対象者から、現に行っている事業の内容のほか、検討に着手している熊本市内桜町地区の再開発プロジェクトについても聴取しました。この投資・運用委員会は、取締役会の附属委員会であり、投資案件や資金運用方針を審議して代表取締役社長に答申する権限を持っております。その構成員は、業務執行取締役を中心に、会計・税務・金融・投資等についての識見を有する者であります。澤田秀雄氏（当社の代表取締役会長であり、澤田ホールディングスの代表取締役社長でもあります）は別として、澤田ホールディングスの他の取締役や従業員は、この委員会の構成員ではありません。

このような投資・運用委員会における検討結果を踏まえ、当社は、平成24年5月22日開催の取締役会において、本公開買付けを行って対象者の株式を追加的に取得することを決定いたしました。さらに、追加的に取得する株式数については、対象者の中核となる事業の存立基盤が熊本県に根ざすものであり、かつ熊本県民に広く支えられて存続するという公共性の強いものであることをも勘案して（対象者の全株主数750名（平成24年3月31日現在）のうち、その9割弱の670名の株主が熊本県に在住し、株式数比率でも16%強を占めていることから、熊本県民が愛着を持って対象者の株式を引き続き保有し、対象者を支援し続けていると考えられます）、当社は、取得後の株式所有割合が最大限で55.0%に留まるよう、対象者株式4,950,000株（所有割合にして55.0%に相当する株式数）を、買付予定数の上限として設定することにいたしました。

なお、当社は、対象者の筆頭株主である澤田ホールディングスとの間で平成24年5月22日付で公開買付け応募契約書を締結し、同契約において澤田ホールディングスが保有する対象者株式の一部（2,822,100株、所有割合13.50%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

(3) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付けが成立した場合は、対象者は当社の連結子会社となりますが、当社は、対象者の中核となる事業の存立基盤が熊本県に根ざすものであり、かつ熊本県民に広く支えられて存続するという公共性の強いものである（対象者は、路線バス事業を、関係する地方公共団体から補助金を得て運営しております）ことを尊重しかつ十分留意したうえで、対象者とのシナジーを追求してまいりたいと考えております。従って、当社から役員の一部派遣を予定しておりますが（但し、派遣する人員については、現段階では未定）、対象者の経営体制を変更する意向はありません。また、対象者の従業員の雇用および処遇についても、当社は現状を維持する予定であります。

なお、ここに述べた本公開買付け後の経営方針は、当社と対象者とのこれまでの提携関係を一層進展させていくという本公開買付けの目的に沿ったものであって、本公開買付けに応募する旨の合意をしている澤田ホールディングスとの間で、特段の合意を必要とするようなものではなく、澤田ホールディングスが本公開買付けに応募する際の合意事項の内容にもなっておりません。

(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的としております。従って、現時点において本公開買付けによってその目的を達成した場合には、当社は、対象者の株券等を追加で取得することを予定しておりません。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者が本書提出日現在において当社の関連会社であること並びに当社と対象者の業務上の継続的な関係を勘案し、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を決定するに際しての参考とするために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に、対象者の株式価値の評価を依頼し、赤坂国際会計から平成24年4月23日に株式価値算定書を取得しております。これは、本書提出日現在において、当社が、対象者の普通株式6,544,100株（所有割合にして

31.31%)を所有し、対象者を当社の持分法適用関連会社としていることから、本公開買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避することが目的であります。

赤坂国際会計は、複数の株式価値算定手法の中から、類似上場企業比較法および純資産価額法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。類似上場企業比較法が採用された理由は、対象者と比較対象となり得る上場会社のデータを入手することが可能であると考えられるため、一般に公開された情報である同業他社の株価及び財務データを使用することができ、実証的かつ客観的な価値評価が可能になるからであるとされています。DCF法(対象者の営む事業の将来キャッシュ・フロー(収益力)に基づく評価方法であって、事業継続を前提とした場合の企業価値を行ううえで、一般的に採用される手法の一つ)は、対象者による熊本市内桜町地区の再開発計画(対象者において検討に着手)について、DCF法によって株価に与える影響を考慮した評価を実施することが困難な状況であると判断し、対象者の株式価値の算定手法として採用しませんでした。また、市場株価平均法は、対象者株式が非上場株式であるために市場株価が存在しないことから、今回の株式価値算定手法の対象から外されております。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

赤坂国際会計が上記各手法において算定した、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであります。

類似上場企業比較法 366円から668円

純資産価額法 523円

類似上場企業比較法では、対象者と比較対象となりうる事業を手がける上場会社のデータを入手し、EV/EBITDA倍率(企業の将来キャッシュ・フローに基づく指標であり、財務構成による影響が相対的に軽微であると考えられる指標)を比較対象指標として採用して評価を実施するほか、いずれも伝統的な株式評価指標である株価純資産倍率(PBR)や株価収益率(PER)を指標として、対象者の財産状況および損益状況が株価に与える影響も考慮して、対象者の普通株式1株当たりの価値を366円から668円の範囲で算定しております(ここでEVとはEnterprise Valueを意味し、株式時価総額+ネット有利子負債で表します。また、EBITDAとはEarnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortizationを意味し、税引前当期純利益+支払利息+減価償却費で表します)。

なお、EV/EBITDA倍率が比較対象指標として採用された理由は、DCF法(対象者の営む事業の将来キャッシュ・フロー(収益力)に基づく評価方法であって、事業継続を前提とした場合の企業価値を行ううえで、一般的に採用される手法の一つ)を株式価値の算定手法として採用しなかったことによります。赤坂国際会計は、熊本市内桜町地区の再開発計画(対象者において検討に着手)について、DCF法によって株価に与える影響を考慮した評価を実施することが困難な状況であると判断しました。その根拠として、赤坂国際会計は、再開発計画が検討に着手した段階であるがために、イ)再開発計画の進捗状況に応じたキャッシュ・フローの重要な変動が発生する見込みであるものの、その影響額が現時点で未確定であること、ロ)再開発完了後の想定キャッシュ・フローが、対象者の株式価値の評価時点において策定されていないこと、ハ)対象者が、再開発を反映した中期事業計画を策定していないこと等を挙げています。こういった事情から、赤坂国際会計は、類似上場企業比較法において、EV/EBITDA倍率を比較対象指標として採用し、対象者の普通株式1株当たりの価値を算定するに当たって、対象者のキャッシュ・フロー水準が与える影響を考慮するようにしました。

純資産価額法(Net Asset Approach:総資産の時価から負債を控除した額を用いて企業価値を算定する方法)では、一定の客観性を有する評価結果を算定し得るとして、対象者の資産・負債の評価額に基づいて、対象者の普通株式1株当たりの価値が523円と算定されています。

当社は、上記株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者の過半数の議決権の取得を目的とする公開買付けの際に付与される支配権プレミアムの実例等を総合的に勘案し、平成24年5月22日開催の取締役会において、本公開買付価格を570円と決定いたしました。

対象者における利害関係を有しない者による意見の入手

平成24年5月22日付「株式会社エイチ・アイ・エスによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」と題するプレスリリース(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者取締役会は、登公認会計士事務所に対して、当社が平成24年4月23日に赤坂国際会計から取得した株式価値算定書について、採用された評価方法、算定された対象者の普通株式1株当たりの価値、そして当社が1割弱程度の支配権プレミアムを考慮する意向であることの各点につき、意見を求めたとのことあります。これに対する登公認会計士事務所の意見は、採用された評価方法は適切であり、算定された対象者の普通株式1株当たりの価値は妥当であるというものでした。

採用された評価方法が適切である理由として、DCF法の不採用は、DCF法が将来のキャッシュフロー(収益力)に基づく評価方法であるため、対象者が検討に着手した熊本市内桜町地区の再開発計画について恣意性を排除して将来収益に含めることが困難であることから適切であるとされています。類似上場企業比較法の採用の適切性については、対象者の規模と相対的に類似性があると認められる上場企業が選定されていることが理由とされ、それによって一定程度の

客観性のある評価が算定可能であることから、この方法で算定された株価も妥当であるというものでした。純資産価額法の採用が適切である理由として、時価の存在する対象者の主たる資産（土地や有価証券）について、客観性のある指標を用いて時価が算定されていることが挙げられており、そして当該時価を考慮した「修正簿価純資産額」で対象者の株価が算定されていることから、算定された対象者の普通株式1株当たりの価値は妥当であるというものでした。

また、当社が支配権プレミアムを考慮する意向であることについては、対象者の株式が上場株式でないことによる流動性ディスカウントよりも支配権プレミアムを重視するということであって、本公開買付けの目的にあげられているシナジー効果の推進による対象者の企業価値の向上を見込んだものであるとして評価できるという趣旨の意見でありました。

対象者における取締役会に出席した取締役及び監査役全員の承認

「対象者プレスリリース」によれば、対象者取締役会は、平成24年5月22日開催の取締役会において取締役4名全員及び監査役3名全員が出席して、本公開買付けについて審議を行い、取締役3名の賛成により（対象者の代表取締役社長は、6年7か月ほど前までは当社の従業員であったことから、利益相反取引の疑義が生ずる可能性に万全を期すために、議決に参加しておりません）、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることを決議しているとのことです。また、この決議については、監査役は異議を述べなかったということでもあります。

本公開買付けについて賛同するに至った経過として、登公認会計士事務所から取得した意見と助言、及びその他関連資料を踏まえて本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の向上に資するという結論に至ったとあります。また、対象者の株式が上場株式でないことに鑑み、本公開買付けが、本公開買付け価格の妥当性を含めて、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると対象者が判断したことも、本公開買付けに対象者が賛同する理由として挙げられております。

その一方で、対象者の全株主数750名（平成24年3月31日現在）のうち、その9割弱の670名の株主が熊本県に在住し、株式数比率でも16%強を占めていることから、対象者は、熊本県民が愛着を持って対象者の株式を引き続き保有し、対象者を支援し続けていこうという気持ちにも応えたいと考え、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることにしたということでもあります。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意等

当社は、対象者の筆頭株主である澤田ホールディングスとの間で平成24年5月22日付で公開買付応募契約を締結し、同契約において澤田ホールディングスが保有する対象者株式の一部（2,822,100株、所有割合13.50%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。もっとも、公開買付応募契約に定める 公開買付者の表明・保証、 公開買付者が金融商品取引法その他の適用法令に従い本公開買付けに必要な手続きを適法に行なうこと、および 公開買付者の秘密保持義務や契約上の地位または権利義務の譲渡等の禁止といった契約内容につき重大な違反があった場合には、澤田ホールディングスは応募しないことができます（但し、澤田ホールディングスはこれらの条件の全部又は一部を放棄し、応募することができます）。

公開買付応募契約（以下では、「本契約」といいます。）の第3条第2項は、上記 に関する条項であり、その内容は以下のとおりとなります。すなわち、

本公開買付者（当社を指します。以下同じです。）は、本株主（澤田ホールディングスを指します。以下同じです。）に対し、以下の各事項が、本契約締結日及び本決済開始日において（但し、表明及び保証の時点を確認している場合にはその時点において）真実であることを表明し、保証する。

(1) 存続及び権限

本公開買付者は、日本の法令に基づいて適法に組成され、有効に存続しており、本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図されている取引の実行について、自己の名で行うため必要な能力及び権限を有し、必要な全ての関係法令上の手続及び内部手続により適法かつ有効に授權されていること。

(2) 執行可能性

本契約に基づく本公開買付者の義務は、倒産手続に関する法令又は債権者の権利一般に影響する法令その他適用ある法令に従い制約を受ける場合を除き、本公開買付者の適法、有効かつ拘束力のある法的義務を構成し、その条項に従って強制することが可能であること。

(3) 違反等の不存在

本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図されている取引の実行は、(i)本公開買付者に適用される法令に違反するものではなく、()本公開買付者の組合契約に違反するものではなく、()本公開買付者が当事者になっている他の契約において債務不履行等の事由を構成するものではなく、かつ、()本公開買付に必要な金融商品取引法に基づく手続を除き、本公開買付者による法令に基づく承認、許可又は登録の取得を必要とするものではないこと。

(4) 訴訟・倒産手続

本公開買付者について、本契約の締結又は本契約に基づく義務の履行を妨げるおそれのある訴訟、行政処分その他の法的手続きは存在しない。

本公開買付者又はその財産について、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続若しくはその申立て、差押、仮差押、仮処分その他の処分又は本契約の締結若しくは本契約に基づく義務の履行を妨げるおそれのある手続きは存在しない。

(5) 本公開買付の適法性

本決済開始日において、本公開買付者は、金融商品取引法その他の適用法令に従い、本公開買付にかかる必要な手続きを全て適法に行っている。

(6) 資金調達

本公開買付者は、本決済開始日において、本公開買付に基づく買付価額の全額の支払い及び本契約に基づいて本公開買付者が支払うべきその他の金額の支払いに足る十分な資力を有している。

という定めであります。

公開買付応募契約の第4条第2項は、上記 に関する条項であり、その内容は

本公開買付者は、金融商品取引法その他の適用法令に従い、本公開買付にかかる公開買付届出書の提出その他必要な手続きを全て適法に行うものとする。

という定めであります。

公開買付応募契約の第9条と第12条は、上記 に関する条項であり、第9条は、

本株主及び本公開買付者は、相手方当事者の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を直接又は間接を問わず第三者に譲渡、移転又は担保権の設定、その他の処分をしてはならない。

と定め、第12条は、

本株主及び本公開買付者は、本契約締結から3年間、本契約に関して知り得た相手方当事者及び対象会社の秘密情報については、当該当事者の書面による事前の了承を得ることなく、本契約の履行以外の目的に使用せず、かつこれをそれぞれの従業員、取締役、監査役、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザーであって、かかる開示を受ける合理的な必要性のある者以外の第三者に開示してはならないものとする。但し、法令の規定又は裁判所、監督官庁その他の司法・行政機関もしくは金融商品取引所の判断により要求される場合はこの限りではない。

と定めております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年5月23日（水曜日）から平成24年6月19日（火曜日）まで（20営業日）
公告日	平成24年5月23日（水曜日）
公告掲載新聞名	日本経済新聞、熊本日日新聞 （電子公告アドレス http://info.edinet.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買い付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年7月3日（火曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 エイチ・エス証券株式会社
東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
電話番号：03-4560-0214
確認受付時間 平日午前8時30分から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金570円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、対象者株式 1 株当たりの買付価格を決定するに際しての参考とするために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に、対象者の株式価値の評価を依頼し、赤坂国際会計から平成24年 4 月23日に株式価値算定書を取得しております。これは、本書提出日現在において、当社が、対象者の普通株式6,544,100株（所有割合にして31.31%）を所有し、対象者を当社の持分法適用関連会社としていることから、本公開買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避することが目的であります。</p> <p>赤坂国際会計は、複数の株式価値算定手法の中から、類似上場企業比較法および純資産価額法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。類似上場企業比較法が採用された理由は、対象者と比較対象となり得る上場会社のデータを入手することが可能であると考えられるため、一般に公開された情報である同業他社の株価及び財務データを使用することができ、実証的かつ客観的な価値評価が可能になるからであるとされています。DCF法（対象者の営む事業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価方法であって、事業継続を前提とした場合の企業価値を行ううえで、一般的に採用される手法の一つ）は、対象者による熊本市内桜町地区の再開発計画（対象者において検討に着手）について、DCF法によって株価に与える影響を考慮した評価を実施することが困難な状況であると判断し、対象者の株式価値の算定手法として採用しませんでした。また、市場株価平均法は、対象者株式が非上場株式であるために市場株価が存在しないことから、今回の株式価値算定手法の対象から外されております。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>赤坂国際会計が上記各手法において算定した、対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであります。</p> <p>類似上場企業比較法 366円から668円 純資産価額法 523円</p> <p>類似上場企業比較法では、対象者と比較対象となりうる事業を手がける上場会社のデータを入手し、EV / EBITDA倍率（企業の将来キャッシュ・フローに基づく指標であり、財務構成による影響が相対的に軽微であると考えられる指標）を比較対象指標として採用して評価を実施するほか、いずれも伝統的な株式評価指標である株価純資産倍率（PBR）や株価収益率（PER）を指標として、対象者の財産状況および損益状況が株価に与える影響も考慮して、対象者の普通株式 1 株当たりの価値を366円から668円の範囲で算定しております（ここでEVとはEnterprise Valueを意味し、株式時価総額 + ネット有利子負債で表します。また、EBITDAとはEarnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortizationを意味し、税引前当期純利益 + 支払利息 + 減価償却費で表します）。</p>

	<p>なお、EV/EBITDA倍率が比較対象指標として採用された理由は、DCF法（対象者の営む事業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価方法であって、事業継続を前提とした場合の企業価値を行ううえで、一般的に採用される手法の一つ）を株式価値の算定手法として採用しなかったことによります。赤坂国際会計は、熊本市内桜町地区の再開発計画（対象者において検討に着手）について、DCF法によって株価に与える影響を考慮した評価を実施することが困難な状況であると判断しました。その根拠として、赤坂国際会計は、再開発計画が検討に着手した段階であるがために、イ）再開発計画の進捗状況に応じたキャッシュ・フローの重要な変動が発生する見込みであるものの、その影響額が現時点で未確定であること、ロ）再開発完了後の想定キャッシュ・フローが、対象者の株式価値の評価時点において策定されていないこと、ハ）対象者が、再開発を反映した中期事業計画を策定していないこと等を挙げています。こういった事情から、赤坂国際会計は、類似上場企業比較法において、EV/EBITDA倍率を比較対象指標として採用し、対象者の普通株式1株当たりの価値を算定するに当たって、対象者のキャッシュ・フロー水準が与える影響を考慮するようにしました。</p> <p>純資産価額法（Net Asset Approach：総資産の時価から負債を控除した額を用いて企業価値を算定する方法）では、一定の客観性を有する評価結果を算定し得るとして、対象者の資産・負債の評価額に基づいて、対象者の普通株式1株当たりの価値が523円と算定されています。</p> <p>当社は、上記株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者の過半数の議決権の取得を目的とする公開買付けの際に付与される支配権プレミアムの実例等を総合的に勘案し、平成24年5月22日開催の取締役会において、本公開買付価格を570円と決定いたしました。</p>
算定の経緯	<p>（買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社は、予てから「国内旅行の強化」や「訪日旅行の促進」を中長期的な戦略の中に位置づけておりました。そのような折りに、産業再生機構が対象者の事業再生支援を終えて新たな再建スポンサーを募集する機会があり、平成17年8月末から10月初めにかけての公開買付けによって対象会社の株式を後述のHIS - HS九州産交投資事業有限責任組合を通じて間接的に取得しました。HIS - HS九州産交投資事業有限責任組合が取得した株式数は19,583,500株であり、それに伴う当社の間接保有割合は18.72%となり、この間接保有分を株式数に換算すると3,912,863株強に相当します。この株式取得は、当社の「国内旅行の強化」と「訪日旅行の促進」に向けての相乗効果の実現を目指したものであり、また、対象者が行う「バス事業」についても、熊本県民の足を守る公共的事業としてとらえ、責任をもってその経営を支援していく考えで行ったものであります。その後、平成18年4月に、当社は、HIS - HS九州産交投資事業有限責任組合から2,554,400株を取得して直接保有とし、これと間接保有分と合わせた所有割合が23.31%となったため、当社は、対象者を持分法適用関連会社といたしました。さらに、平成20年7月末から9月中旬にかけて、当社は、4者から株式を直接に取得した結果、間接保有分と合わせた所有割合が31.31%となりました。なお、HIS - HS九州産交投資事業有限責任組合が平成20年10月下旬をもって解散したため、それ以降は当社が保有する対象者株式は全て直接保有となり、当社が保有する対象者の普通株式数は6,554,100株になっております。</p>

先の平成17年8月末から10月初めにかけての株式取得は、旧H S証券（現在の澤田ホールディングスの前身）と連携して行いました。具体的には、H I S - H S九州産交投資事業有限責任組合（無限責任組合員は株式会社エイチ・エスインベストメント（旧H S証券が、自己投資業務（プリンシパル投資業務）の一環として、国内及び海外における有望な未公開企業への投資活動及び投資後の成長支援活動を運営目的に、100%出資で平成14年に設立））に、当社と旧H S証券が有限責任社員として参加し、このH I S - H S九州産交投資事業有限責任組合が、対象者の発行済株式の全ての取得を目的として、公開買付けを実施したものであります。澤田ホールディングスと当社との間には資本関係はなく、関連当事者（ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等のこと）に該当しておりません。また、当社が本公開買付けを行ううえで、澤田ホールディングスとの関係は、形式的特別関係者にも実質的特別関係者にも該当しておりません（もっとも、通常取引条件下で、当社のお客様、ひいては当社の事業にとってメリットがあると判断される場合には、当社は、澤田ホールディングスおよびそのグループ会社との間で、取引関係に立つことがあります）。

対象者の株式を取得した後、当社の出身者が対象者の代表取締役社長に就任（対象者へ転籍）して、新企業理念を策定し、旅行営業では当社のコーポレートマークの一部を取り入れたマークを掲示するほか、海外旅行商品には当社の商品も販売し、ハウステンボスの日帰りバスツアーを企画・募集・催行するなど、対象者と当社はシナジーに取り組んでまいりました。また、対象者は、平成19年にはバス事業・車両整備の事業拠点の発展的統合を図り、平成23年3月の九州新幹線全線開業に合わせた観光地へのアクセス向上を図った商品開発などの施策を推進し、「歴史回廊くまもと観光立県」に向けて、観光需要の取り込みを積極的に図る一方で、経費の節減や経営全般の効率化に取り組んで財務体質の堅実な改善を進めてゆくなど、着実に発展の道を歩んでおります。さらに、対象者は、熊本市内桜町地区（本社所在地）の再開発プロジェクトの検討にも着手いたしました。

世界経済におけるアジアの成長は著しいものがあり、それとともに、「アジア大旅行時代」がまさに始まりつつあると言っても良いような状況にあります。こういった認識のもと、当社にとって、対象者やハウステンボス社がその一員となっている九州地区の観光産業は、「国内旅行の強化」や、中国本土・台湾・韓国からのお客様を対象とする「訪日旅行の促進」という中長期的な戦略を展開するうえで、その位置づけがますます重要なものとなっております。対象者が事業を展開する熊本県は、阿蘇山などの観光地を抱えるほか、九州の中央部に位置するという地理的優位性があり、対象者の本拠とする熊本市は、この4月1日に全国で20番目の政令指定都市に昇格して「都市ブランド」を入手いたしました。こういった状況から、熊本の重要度は、対アジア戦略や地方分権行政面からも、今後高まっていくものと期待されています。

当社と対象者は、これまで事業面や資金の面での連携を適宜行ってまいりましたが、「観光立国」、「ビジットジャパン事業（訪日旅行促進事業）」という国を挙げての施策と相まって、「国内旅行の強化」や「訪日旅行の促進」という中長期的な経営戦略を展開して行くにあたり、当社は、九州地区の観光産業で確固たる地位を築いており、「熊本にもっと深くかかわり、九州全域、日本全国、世界へと視野を広げて」いこうとする対象者と、提携関係を一層進展させていくことが、一層のシナジー効果を発揮しうると判断するに至りました。また、当社の株主に対する説明責任を考慮した場合、その提携は、単なる事業提携の深化・発展に留まらず、対象者を当社の連結子会社とすることが必要であるとも判断しております。

当社は、投資・運用委員会において、対象者が熊本県民に広く支えられて事業展開を図っているという事実も考慮して、公開買付けによって追加的に取得する株式数の範囲や、対象者の事業内容等について、種々の検討を重ねました。また、投資・運用委員会は、対象者から、現に行っている事業の内容のほか、検討に着手している熊本市内桜町地区の再開発プロジェクトについても聴取しました。この投資・運用委員会は、取締役会の附属委員会であり、投資案件や資金運用方針を審議して代表取締役社長に答申する権限を持っており、その構成員は、業務執行取締役を中心に、会計・税務・金融・投資等についての識見を有する者であります。澤田秀雄氏（当社の代表取締役会長であり、澤田ホールディングスの代表取締役社長でもあります）は別として、澤田ホールディングスの他の取締役や従業員は、この委員会の構成員ではありません。

このような投資・運用委員会における検討結果を踏まえ、当社は、平成24年5月22日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(イ) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本買付価格を決定するにあたり、当社および対象者から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。これは、本書提出日現在において、当社が、対象者の普通株式6,544,100株（所有割合にして31.31%）を所有し、対象者を当社の持分法適用関連会社としていることから、本公開買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避することが目的であります。

(ロ) 当該意見の概要

赤坂国際会計は、複数の株式価値算定手法の中から、類似上場企業比較法および純資産価額法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。当社は、赤坂国際会計から平成24年4月23日に株式価値算定書を取得しております（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません）。

赤坂国際会計が上記各手法において算定した、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであります。

類似上場企業比較法：366円から668円

純資産価額法：523円

(ハ) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、上記株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者の過半数の議決権の取得を目的とする公開買付けの際に付与される支配権プレミアムの実例等を総合的に勘案し、平成24年5月22日開催の取締役会において、本公開買付価格を570円と決定いたしました。

(公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

対象者が本書提出日現在において当社の関連会社であること並びに当社と対象者の業務上の継続的な関係を勘案し、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

(イ) 公開買付けによる独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける本公開買付価格を決定するに際しての参考とするために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に、対象者の株式価値の評価を依頼し、赤坂国際会計から平成24年4月23日に株式価値算定書を取得しております。

(ロ) 対象者における利害関係を有しない者による意見の入手

「対象者プレスリリース」によれば、対象者取締役会は、登公認会計士事務所に対して、当社が平成24年4月23日に赤坂国際会計から取得した株式価値算定書について、採用された評価方法、算定された対象者の普通株式1株当たりの価値、そして当社が1割弱程度の支配権プレミアムを考慮する意向であることの各点につき、意見を求めたとのことあります。これに対する登公認会計士事務所の意見は、採用された評価方法は適切であり、算定された対象者の普通株式1株当たりの価値は妥当であるというものでした。

採用された評価方法が適切である理由として、DCF法の不採用は、DCF法が将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価方法であるため、対象者が検討に着手した熊本市内桜町地区の再開発計画について恣意性を排除して将来収益に含めることが困難であることから適切であるとされています。類似上場企業比較法の採用の適切性については、対象者の規模と相対的に類似性があると認められる上場企業が選定されていることが理由とされ、それによって一定程度の客観性のある評価が算定可能であることから、この方法で算定された株価も妥当であるというものでした。純資産価額法の採用が適切である理由として、時価の存在する対象者の主たる資産（土地や有価証券）について、客観性のある指標を用いて時価が算定されていることが挙げられており、そして当該時価を考慮した「修正簿価純資産額」で対象者の株価が算定されていることから、算定された対象者の普通株式1株当たりの価値は妥当であるというものでした。

また、当社が支配権プレミアムを考慮する意向であることについては、対象者の株式が上場株式でないことによる流動性ディスカウントよりも支配権プレミアムを重視するということであって、本公開買付けの目的にあげられているシナジー効果の推進による対象者の企業価値の向上を見込んだものであるとして評価できるという趣旨の意見でありました。

(ハ) 対象者における取締役会に出席した取締役全員及び監査役全員の承認

「対象者プレスリリース」によれば、対象者取締役会は、平成24年5月22日開催の取締役会において取締役4名全員及び監査役3名全員が出席して、本公開買付けについて審議を行い、取締役3名の賛成により（対象者の代表取締役社長は、6年7か月ほど前までは当社の従業員であったことから、利益相反取引の疑義が生ずる可能性に万全を期すために、議決に参加しておりません）、本公開買付けについて、賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議しているとのことです。また、この決議については、監査役は異議を述べなかったということでもあります。

本公開買付けについて賛同するに至った経過として、登公認会計士事務所から取得した意見と助言、及びその他関連資料を踏まえて本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の向上に資するという結論に至ったとあります。また、対象者の株式が上場株式でないことに鑑み、本公開買付けが、本公開買付け価格の妥当性を含めて、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると対象者が判断したことも、本公開買付けに対象者が賛同する理由として挙げられております。

その一方で、対象者の全株主数750名（平成24年3月31日現在）のうち、その9割弱の670名の株主が熊本県に在住し、株式数比率でも16%強を占めていることから、対象者は、熊本県民が愛着を持って対象者の株式を引き続き保有し、対象者を支援し続けていこうという気持ちにも応えたいと考え、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることにしたということでもあります。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,950,000 (株)	3,926,100 (株)	4,950,000 (株)

(注1) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(4,950,000株)を記載しております。

(注2) 応募株券の総数が買付予定数の下限(3,926,100株)に満たない場合は、応募株券の全部の買付け等を行いません。応募株券の総数が買付予定数の上限(4,950,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式にて株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	49,500
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(d)	65,441
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)	208,810
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j))(%)	23.69
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	55.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者である対象者が保有する自己株式は除きます。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者の平成24年3月期(第97期)半期報告書(平成23年11月29日提出)記載の総株主の議決権です。但し、単元未満株式についても買付けの対象としておりますので、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」計算においては、同半期報告書記載の単元未満株式(17,543株)に係る議決権の数(175個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)」を208,985個として計算しています。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することはできません（以下株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。

公開買付者は、平成24年5月17日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本件株式取得に関しては、原則として公開買付期間内の平成24年6月16日をもって取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「第1 公開買付要項」の「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。なお、公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

(3)【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人 エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
住友不動産新宿オークタワー27F

本公開買付けに応募する対象者の株主（以下、「応募株主等」といいます）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、応募株式を表章する株券（以下、「応募株券等」といいます）を添えて、買付け等の期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において応募して下さい。株券が公開買付代理人により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません。なお、株券は本人名義のみの応募を受け付けます。他人名義の株券の場合、対象会社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にて名義変更手続きを行なっていただく必要があります。

株券を不所持とされている株主は、株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にて応募株券等の発行の手続きを行い、発行された応募株券等を添えて、公開買付期間の末日15時までに、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において応募して下さい。

応募株主等は、応募には、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意下さい。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券に係る売却代金と取得費等との差額は、一般に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付します。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

応募株券等の全部の買い付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券は応募株主等に返還されます。

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募する場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

主な本人確認書類

・個人

<発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、印鑑証明書等

<有効期限内のコピー>

健康保険証、運転免許証、外国人登録証明書等

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又はコピーをご用意ください。コピーの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。エイチ・エス証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

・法人

<発行から6ヶ月以内の原本>

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当個人（契約締結等の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

・外国人株主

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は申告分離課税の適用対象となります。なお、対象者株式は非上場株式でありますことにご留意下さい。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、下記に指定する者に公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
住友不動産新宿オークタワー27F

(その他のエイチ・エス証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
住友不動産新宿オークタワー27F

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,821,500,000円
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	10,000,000円
その他(c)	4,000,000円
合計(a) + (b) + (c)	2,835,500,000円

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(4,950,000株)に1株当たりの買付価格(570円)を乗じた金額です。
- (注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。
- (注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	5,839,745
計(a)	5,839,745

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

5,839,745千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
住友不動産新宿オークタワー27F

(2)【決済の開始日】

平成24年6月25日(月曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後遅滞なく以下の方法により返還します。

応募に際し公開買付代理人に対して株券等が提出された場合は、買付けられなかった株券等を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)に郵送又は交付します。

公開買付代理人により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,926,100株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数(4,950,000株)と同数のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,950,000株)を超えるときは、その超える部分の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方法により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ、第3号イ乃至チ第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、前記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞及び熊本日日新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞及び熊本日日新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞及び熊本日日新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第31期）（自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日）平成24年1月27日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（第32期第1四半期）（自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日）平成24年3月9日関東財務局長に提出

事業年度（第32期第2四半期）（自 平成24年2月1日 至 平成24年4月30日）平成24年6月8日関東財務局長に提出予定

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	65,915 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	65,915	-	-
所有株券等の合計数	65,915	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式3,451株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。なお、対象者が平成23年11月29日に提出した第97期半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数は3,364株ですが、対象者によれば、その後平成24年5月23日までに単元未満株式の買取請求により上記のとおり増加しているとのことです。

(注2) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数474個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	65,441 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	65,441	-	-
所有株券等の合計数	65,441	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	474 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	474	-	-
所有株券等の合計数	474	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式3,451株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。なお、対象者が平成23年11月29日に提出した第97期半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数は3,364株ですが、対象者によれば、その後平成24年5月23日までに単元未満株式の買取請求により上記のとおり増加しているとのことです。

(注2) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数474個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	九州産業交通ホールディングス株式会社
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号
職業又は事業の内容	事業持株会社
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	矢田 素史
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産業交通ホールディングス株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	森 敬輔
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 九州産交バス株式会社 代表取締役社長 九州産交観光株式会社 取締役 産交バス株式会社 取締役 九州産交整備株式会社 取締役 熊本フェリー株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	嶋津 正則
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産業交通ホールディングス株式会社 取締役 九州産交ランドマーク株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	蓑田 幸男
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産業交通ホールディングス株式会社 取締役 九州産交ツーリズム株式会社 取締役 熊本フェリー株式会社 取締役
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	田上 博宣
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産業交通ホールディングス株式会社 常勤監査役 九州産交バス株式会社 監査役 九州産交ツーリズム株式会社 監査役 九州産交ランドマーク株式会社 監査役 九州産交観光株式会社 監査役 産交バス株式会社 監査役 九州産交整備株式会社 監査役 熊本フェリー株式会社 監査役
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	池永 修一
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産交バス株式会社 取締役 産交バス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	寺本 秀次
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産交バス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	杷野 憲二
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産交ランドマーク株式会社 取締役
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	栃原 久
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産交観光株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	有村 謙一
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産交観光株式会社 取締役
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	岩崎 司晃
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	産交バス株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	梅木 博文
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産交整備株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	本田 泰裕
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州産交整備株式会社 取締役
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	井手 雅夫
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	熊本フェリー株式会社 取締役
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月23日現在)

氏名又は名称	江崎 健二郎
住所又は所在地	熊本県熊本市中央区桜町3番10号 (九州産業交通ホールディングス株式会社所在地)
職業又は事業の内容	熊本フェリー株式会社 取締役
連絡先	連絡者 九州産業交通ホールディングス株式会社 常務取締役 森 敬輔 連絡場所 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 電話番号 096(325)8237
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

九州産業交通ホールディングス株式会社

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式3,451株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

なお、対象者が平成23年11月29日に提出した第97期半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数は3,364株ですが、対象者によれば、その後平成24年5月23日までに単元未満株式の買取請求により上記のとおり増加しているとのことです。

矢田 素史

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	200(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	200	-	-
所有株券等の合計数	200	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 矢田素史は、小規模所有者に該当いたしますので、矢田素史の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

森 敬輔

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	50(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	50	-	-
所有株券等の合計数	50	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 森敬輔は、小規模所有者に該当いたしますので、森敬輔の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

嶋津 正則

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	50(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	50	-	-
所有株券等の合計数	50	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 嶋津正則は、小規模所有者に該当いたしますので、嶋津正則の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

蓑田 幸男

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	16(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	16	-	-
所有株券等の合計数	16	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 蓑田幸男は、小規模所有者に該当いたしますので、蓑田幸男の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

田上 博宣

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	20	-	-
所有株券等の合計数	20	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 田上博宣は、小規模所有者に該当いたしますので、田上博宣の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

池永 修一

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 池永修一は、小規模所有者に該当いたしますので、池永修一の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

寺本 秀次

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	17	-	-
所有株券等の合計数	17	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 寺本秀次は、小規模所有者に該当いたしますので、寺本秀次の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

杷野 憲二

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	18(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	18	-	-
所有株券等の合計数	18	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 杷野憲二は、小規模所有者に該当いたしますので、杷野憲二の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

栃原 久

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 栃原久は、小規模所有者に該当いたしますので、栃原久の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

有村 謙一

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	9	-	-
所有株券等の合計数	9	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 有村謙一は、小規模所有者に該当いたしますので、有村謙一の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

岩崎 司晃

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2	-	-
所有株券等の合計数	2	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 岩崎司晃は、小規模所有者に該当いたしますので、岩崎司晃の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

梅木 博文

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	13	-	-
所有株券等の合計数	13	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 梅木博文は、小規模所有者に該当いたしますので、梅木博文の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

本田 泰裕

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	3	-	-
所有株券等の合計数	3	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 本田泰裕は、小規模所有者に該当いたしますので、本田泰裕の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

井手 雅夫

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	40(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	40	-	-
所有株券等の合計数	40	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 井手雅夫は、小規模所有者に該当いたしますので、井手雅夫の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

江崎 健二郎

(平成24年5月23日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	16(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	16	-	-
所有株券等の合計数	16	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 江崎健二郎は、小規模所有者に該当いたしますので、江崎健二郎の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月23日現在)(個)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社は、対象者の筆頭株主である澤田ホールディングスとの間で平成24年5月22日付で公開買付応募契約を締結し、同契約において澤田ホールディングスが保有する対象者株式の一部(2,822,100株、所有割合13.50%)を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。もっとも、公開買付応募契約に定める 公開買付者の表明・保証、 公開買付者が金融商品取引法その他の適用法令に従い本公開買付けに必要な手続きを適法に行なうこと、および 公開買付者の秘密保持義務や契約上の地位または権利義務の譲渡等の禁止といった契約内容につき重大な違反があった場合には、澤田ホールディングスは応募しないことができます(但し、澤田ホールディングスはこれらの条件の全部又は一部を放棄し、応募することができます)。

公開買付応募契約(以下では、「本契約」といいます。)の第3条第2項は、上記 に関する条項であり、その内容は以下のとおりとなります。すなわち、

本公開買付者(当社を指します。以下同じです。)は、本株主(澤田ホールディングスを指します。以下同じです。)に対し、以下の各事項が、本契約締結日及び本決済開始日において(但し、表明及び保証の時点を明記している場合にはその時点において)真実であることを表明し、保証する。

(1) 存続及び権限

本公開買付者は、日本の法令に基づいて適法に組成され、有効に存続しており、本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図されている取引の実行について、自己の名で行うため必要な能力及び権限を有し、必要な全ての関係法令上の手続及び内部手続により適法かつ有効に授權されていること。

(2) 執行可能性

本契約に基づく本公開買付者の義務は、倒産手続に関する法令又は債権者の権利一般に影響する法令その他適用ある法令に従い制約を受ける場合を除き、本公開買付者の適法、有効かつ拘束力のある法的義務を構成し、その条項に従って強制することが可能であること。

(3) 違反等の不存在

本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図されている取引の実行は、(i)本公開買付者に適用される法令に違反するものではなく、()本公開買付者の組合契約に違反するものではなく、()本公開買付者が当事者になっている他の契約において債務不履行等の事由を構成するものではなく、かつ、()本公開買付に必要な金融商品取引法に基づく手続を除き、本公開買付者による法令に基づく承認、許可又は登録の取得を必要とするものではないこと。

(4) 訴訟・倒産手続

本公開買付者について、本契約の締結又は本契約に基づく義務の履行を妨げるおそれのある訴訟、行政処分その他の法的手続きは存在しない。

本公開買付者又はその財産について、破産手続、民事再生手続その他の倒産手続き若しくはその申立て、差押、仮差押、仮処分その他の処分又は本契約の締結若しくは本契約に基づく義務の履行を妨げるおそれのある手続きは存在しない。

(5) 本公開買付の適法性

本決済開始日において、本公開買付者は、金融商品取引法その他の適用法令に従い、本公開買付にかかる必要な手続きを全て適法に行っている。

(6) 資金調達

本公開買付者は、本決済開始日において、本公開買付に基づく買付価額の全額の支払い及び本契約に基づいて本公開買付者が支払うべきその他の金額の支払いに足る十分な資力を有している。

という定めであります。

公開買付応募契約の第4条第2項は、上記 に関する条項であり、その内容は

本公開買付者は、金融商品取引法その他の適用法令に従い、本公開買付にかかる公開買付届出書の提出その他必要な手続きを全て適法に行うものとする。

という定めであります。

公開付応募契約の第9条と第12条は、上記 に関する条項であり、第9条は、

本株主及び本公開買付者は、相手方当事者の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を直接又は間接を問わず第三者に譲渡、移転又は担保権の設定、その他の処分をしてはならない、

と定め、第12条は、

本株主及び本公開買付者は、本契約締結から3年間、本契約に関して知り得た相手方当事者及び対象会社の秘密情報については、当該当事者の書面による事前の了承を得ることなく、本契約の履行以外の目的に使用せず、かつこれをそれぞれの従業員、取締役、監査役、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザーであって、かかる開示を受ける合理的な必要性のある者以外の第三者に開示してはならないものとする。但し、法令の規定又は裁判所、監督官庁その他の司法・行政機関もしくは金融商品取引所の判断により要求される場合はこの限りではない、

と定めております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1)【公開買付者と対象者との間の取引】

最近の3事業年度における当社と対象者との間の重要な取引は以下のとおりです。

第29期(自平成20年11月1日至平成21年10月31日)

(単位:百万円)

取引の内容		取引金額	期末残高
当社から対象者への資金の貸付	資金の貸付	-	1,020
	利息の受取	23	-

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、対象者より担保として土地・建物等を受け入れております。

第30期(自平成21年11月1日至平成22年10月31日)

(単位:百万円)

取引の内容		取引金額	期末残高
当社から対象者への資金の貸付	資金の貸付	600	990
	利息の受取	18	-

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、対象者より担保として土地・建物等を受け入れております。

第31期(自平成22年11月1日至平成23年10月31日)

(単位:百万円)

取引の内容		取引金額	期末残高
当社から対象者への資金の貸付	資金の貸付	1,300	2,180
	利息の受取	19	-

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、対象者への貸付金の一部に対して同社より担保として土地・建物等を受け入れております。

(2)【公開買付者と対象者の役員との間の取引】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

「対象者プレスリリース」によれば、対象者取締役会は、平成24年5月22日開催の取締役会において取締役4名全員及び監査役3名全員が出席して、本公開買付けについて審議を行い、取締役3名の賛成により（対象者の代表取締役社長は、6年7か月ほど前までは当社の従業員であったことから、利益相反取引の疑義が生ずる可能性に万全を期すために、議決に参加していません）、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることを決議しているとのこと。また、この決議については、監査役は異議を述べなかったということであり、

本公開買付けについて賛同するに至った経過として、登公認会計士事務所から取得した意見と助言、及びその他関連資料を踏まえて本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の向上に資するという結論に至ったとあります。また、対象者の株式が上場株式でないことに鑑み、本公開買付けが、本公開買付け価格の妥当性を含めて、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると対象者が判断したことも、本公開買付けに対象者が賛同する理由として挙げられております。

その一方で、対象者の全株主数750名（平成24年3月31日現在）のうち、その9割弱の670名の株主が熊本県に在住し、株式数比率でも16%強を占めていることから、対象者は、熊本県民が愛着を持って対象者の株式を引き続き保有し、対象者を支援し続けていこうという気持ちにも応えたいと考え、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることにしたということであり、

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-

2【株価の状況】

非上場株式のため該当事項はありません。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第95期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月28日に九州財務局長に提出

事業年度 第96期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月27日に九州財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第97期半期報告書(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成23年11月29日九州財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

該当ありません。

5【その他】

対象者は、平成24年6月12日に第97回定時株主総会の招集通知を発送する予定とのことです。